東久留米市保育サービスの施設整備・ 運営及び提供体制に関する実施計画

> 令和7年2月(改訂) 東 久 留 米 市

計画の改訂について

本計画は、待機児童解消策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化が進んでいる公設公営保育園の当面の方向性を示すため、平成28年3月に策定し、その後、更なる待機児童解消の取り組みを進めるための改訂等を行ってきています。

この度、令和7年度からの5か年を計画期間とする「第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を令和7年2月に策定したことから、幼児期の教育・保育の量の見込みの反映やその他時点修正等を行うため、改訂します。

一 目 次 一

第1章 計画の策定にあたって
1 計画の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2 計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4 計画の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第2章 これまでの待機児童解消策と保育ニーズの見込み
1 これまでの待機児童解消策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 幼児期の教育・保育の量の見込み ・・・・・・・・・・・・・・ 3
第3章 保育サービスの施設整備
1 保育サービスの施設整備に関する方針 ・・・・・・・・・・・・
2 施設整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 その他の提供体制の確保策 ・・・・・・・・・・・・・・・
第4章 公設公営保育園への民間活力の導入
1 民間活力の導入について ・・・・・・・・・・・・・・・
2 民間活力の導入の取り組み ・・・・・・・・・・・・・ 7
3 公設公営保育園の給食調理業務委託 ・・・・・・・・・・・10
3 公成公告休月風の加及側壁未物安山 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5章 計画の推進に向けて
1 本計画における「幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容」 ・・・1 1
2 保育サービスの質の向上に向けた取り組み ・・・・・・・・・14
別紙「東久留米市公設公営保育園施設状況調査」・・・・・・・・・17

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成22年3月に「東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)」を策定し、安心して子どもを生み育てられるように子育て家庭全体への支援を総合的に推進してきました。また、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されたことに伴い、平成27年3月には「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期を定め、子育て世帯のニーズに応えていく体制づくりを進めているところです。

そのような中、国では喫緊の課題である保育園の待機児童解消について、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、約40万人分の保育の受け皿を整備することで、待機児童の解消をめざしています。更に、女性の就業率上昇等に伴う保育の潜在需要の顕在化に対応できるよう、同プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を10万人上積みし、50万人分とすることが示されました。

一方、国の関与を縮小して地方の裁量を広げる「三位一体改革」により、公設公営保育園の運営費については平成16年度以降、施設整備費については平成18年度以降、地方の財源から支出する、いわゆる一般財源化となり、同時に東京都の保育運営費負担金及び施設整備補助金も廃止されるなど、公設公営保育園の運営管理を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています(民間保育園への運営費や施設整備の国庫負担制度及び東京都の補助金制度は、これまでどおり堅持されています)。このことと併せて、公設公営保育園を民営化することによって待機児童の解消が図れることや多様な保育サービスを提供できることから、公設公営保育園の3園を公設民営化、1園を民設民営化しましたが、更なる民間活力の導入による効率的な行政サービスの維持、向上を図ることが求められています。

以上のことから、市では、平成29年度末まで(平成30年度当初)に向けた待機児童解消策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化が進んでいる公設公営保育園の当面の方向性を示すために、「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画(以下、「本計画」といいます。)」を策定します。

なお、本計画は、東久留米市立保育園の民営化実施計画(再々改定版)(平成 19 年度~29 年度)に替わるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼児期の教育・保育提供体制の確保」を具現化するとともに、東久留米市財政健全経営計画(実行プラン)における「保育園への民間活力の導入」を具現化するための計画として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和11年度までとし、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

4 計画の基本的考え方

本計画では、次の事項を基本的な考え方とします。

- (1) 市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第2条に規定する「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」等といった基本理念や、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第2条に規定する「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」といった理念のもと、計画を進めます。
- (2) 市は、保育の公的責任を果たすため、次の視点を踏まえ、計画を進めます。
 - ア 多様な提供主体による利用者の選択制を確保するとともに、誰もが等しく保育サービスが受けられるよう、提供体制の確保に取り組みます。
 - イ 公立、民間といった運営主体に関わらず、市全体の保育サービスの質が維持、向上 するよう、努めます。
- (3)「第3章 保育サービスの施設整備」については、保育ニーズと提供体制の均衡を図 りながら多様な保育ニーズに対応できるよう、必要に応じ民間の認可保育所や小規模 保育事業所等を整備します。
- (4)「第4章 公設公営保育園への民間活力の導入」については、保育サービスの民間活力への転換を行うことで、様々な効果が期待できることから、民間の持つノウハウや専門性などを活かした保育サービスの維持、向上に取り組んでいきます。なお、児童を取り巻く状況等を注視しながら、必要に応じて保育サービスの施設整備を検討することと並行して、公設公営保育園への民間活力の導入を図ります。

第2章 これまでの待機児童解消策と保育ニーズの見込み

1 これまでの待機児童解消策

市では、子ども・子育て支援新制度の施行後である平成27年度から令和3年度までの7か年で、認可保育所や小規模保育事業所の開設などにより、600名を超える定員数を拡大するなどの待機児童解消策を講じてきた結果、令和6年4月1日時点における待機児童は生じていません。また、子ども・子育て支援事業計画における各年齢区分の保育の提供体制は、保育ニーズの見込みを上回る状況となっています。

2 幼児期の教育・保育の量の見込み

市では、子育て世帯の認可保育所や幼稚園等の利用に関する意向や置かれている環境などの実情を把握する必要があることから、令和5年度に利用希望把握調査(ニーズ調査)を実施しました。第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画では、その利用希望把握調査の結果をもとに、潜在的なニーズも含めた幼児期の教育・保育の量の見込み(幼児期の教育・保育のニーズ)を推計しました。

<第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼児期の教育・保育の量の見込み」>

(単位:人)

	1号	2	3 号			
		3∼	3~5歳			
	3~5歳	幼児期の教育の	±⇒nn	0歳	1歳	2歳
		利用希望が強い	左記以外			
令和7年度	1,050	169	1, 229	236	462	522
令和8年度	1,045	169	1, 229	236	462	523
令和9年度	1,036	166	1, 212	236	462	523
令和10年度	1,033	166	1, 209	236	463	523
令和11年度	1,027	165	1, 202	237	463	525

※子ども・子育て支援法第19条各号に規定する支給認定区分

第3章 保育サービスの施設整備

1 保育サービスの施設整備に関する方針

令和6年4月現在、市内の認可保育所の定員は2,200名、小規模保育事業所は176名、家庭的保育事業所は28名、認証保育所等は77名の計2,481名となっています。また、令和6年4月当初における待機児童数は0名、認可保育所等の空き人数は117名となっており、子ども・子育て支援事業計画における各年齢区分においても、保育の提供体制は、保育ニーズの見込みを上回っています。市では引き続き児童を取り巻く状況等を注視し、保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら、必要に応じ、民間の認可保育所等を整備します。

なお、保育サービスの施設整備にあたっては、保育ニーズと提供体制の均衡を図ることや 多様な保育サービスの提供をめざすことを目的に、①保育ニーズの高い駅周辺に重点的に 整備、②公有地の有効活用、③子ども・子育て支援新制度の対象施設(施設型給付・地域型 保育給付の対象施設)への移行の3点を基本的な柱として、進めていきます。

2 施設整備計画

第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの施設整備については、今後も児童を取り巻く状況等を注視しながら、必要に応じて、東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容」や保育サービスの施設整備に関する方針に基づき、施設整備を検討していきます。

3 その他の提供体制の確保策

市では、多様な保育ニーズに応えられるよう、認可保育所等の施設整備だけでなく、幼稚園等で行っている一時預かり事業(預かり保育事業含む)なども活用しながら、子育て支援サービス全般を活かして進めていきます。

なお、保育サービスの施設整備、幼稚園等で行っている一時預かり事業などの実施については、引き続き国・東京都の補助事業を活用した支援も行っていきます。

第4章 公設公営保育園への民間活力の導入

1 民間活力の導入について

保育園における保育は、保育理念や目標に基づき、子どもや保護者の状況、地域の実情などを踏まえて行うものです。また、全ての子どもの最善の利益のためには、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、保育園が行うべき保育の内容等に関する全国共通の枠組みに基づいて行うことが必要です。このため、保育園は、保育所保育のガイドラインである保育所保育指針、施設整備や職員配置等の基準である児童福祉施設最低基準に基づいて、日々保育を行っています。

保育園は、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割と、通園する子どもの保護者に対する支援や地域の子育て家庭に対する支援といった役割を担っています。このため、保育園は、児童福祉施設の一つとして、また地域の子育て支援拠点として機能を果たしていくことが肝要であり、公設公営保育園と民間の保育園とが担う役割に違いはありません。

ついては、民間から供給される保育サービスを積極的に活用することで、多様な保育サービスの提供による保護者の選択肢の拡大や保育園の運営にかかる経費の縮減が図れるとともに、公設公営保育園の老朽化への対応といった課題が解決できる効果があることを勘案し、施設の老朽化の程度等を踏まえ、公設公営保育園への民間活力の導入を推進し、民間から提供される保育サービスへの転換を図ります。

(1) 民間活力の導入の効果

公設公営保育園への民間活力の導入を行うことによって、次の効果が期待できます。

- ア 民間活力への転換を図ることで、多様なニーズに応える保育サービスが提供でき、 保護者の選択肢の拡大が図れます。
- イ 保育園の運営にかかる経費の縮減が図れます。
- ウ 施設の老朽化への対応といった課題が解決できます。

(2) 民間活力の導入の考え方は、以下のとおりです。

- ア 施設の老朽化の程度や開設年月日、集合住宅等の建て替えの動向、活用できる公有 地等の有無、保育園の偏在を踏まえ、保育士等の退職者数を勘案しながら、順次民間 活力の導入を進めていきます。
- イ 民間活力を導入する公設公営保育園の人員を活用し、保育士等の退職者は原則と して不補充とします。
- ウ 将来的には公設公営保育園の全園に民間活力の導入をめざします。

<保育所の運営にかかる経費(令和5年度決算額)>

(金額の単位:円)

	項目	公設公営保育園	公設民営保育園	私立保育園
А	総事業費	1, 099, 612, 834	762, 755, 380	2, 912, 461, 288
В	調定した保育料	23, 387, 750	24, 350, 300	121, 473, 940
С	国負担額	179, 072, 741	186, 269, 146	876, 448, 459
D	都負担額			360, 106, 471
Е	国補助金額	87, 000	10, 071, 734	34, 054, 224
F	都補助金額	56, 503, 171	97, 406, 749	396, 486, 030
G	受託児童収入等	28, 550, 890	8, 305, 970	
Н	市単独負担額(H=A-B-C-D-E-F-G)	812, 011, 282	436, 351, 481	1, 123, 892, 164
I	延べ入所児童数(人)	5, 116	4, 100	18, 292
J	1 園当たりの経費(J=A/園数)	219, 922, 567	254, 251, 793	208, 032, 949
K	1園当たりの市費負担額 (K=H/園数)	162, 402, 256	145, 450, 494	80, 278, 012
L	1人当たり経費 (月額) (L=A/I)	214, 936	186, 038	159, 220
M	1 人当たり経費 (年額) (L*12)	2, 579, 232	2, 232, 456	1, 910, 640
N	1人当たり市費負担額(月額) (N=H/I)	158, 720	106, 427	61, 442
О	1人当たり市費負担額(年額) (N*12)	1, 904, 640	1, 277, 124	737, 304

[※]公設公営保育園5園、公設民営保育園3園、私立保育園14園

<保育園退職予定数(令和6年度~令和11年度)>

単位:人

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計
園長	0	1	0	0	1	0	2
保育士	0	3	0	0	1	0	4
看護師	0	0	0	0	0	0	0
栄養士	0	0	1	0	0	0	1
調理員	0	0	0	0	0	0	0
用務員	0	0	0	0	1	0	1
計	0	4	1	0	3	0	8

(令和7年1月1日時点)

[※]延べ入所児童数には管外受託児を含める。

[※]私立保育園の経費には管外委託児の経費を含める。

[※]保育料収入は、国庫精算における市の徴収基準額表に基づく保育料調定額とする。

[※]公設公営保育園、公設民営保育園の国負担金については、一般財源化されたため理論値とする。

[※]再任用職員 (フルタイム) を含む

[※]定年後は再任用職員として保育園勤務を継続し、65歳で任期満了として推計 ※園長には保育士の資格を持つ主査を含む

2 民間活力の導入の取り組み

(1) 公設公営保育園の民営化

市では、これまで3園を公設民営化、その後2園を民設民営化することで、民間のノウハウ、専門性などを活かし、待機児童解消や保育サービスの質を高めながら経費抑制を図ってきました。

公設公営保育園の民営化については、民間活力の導入の考え方のもと取り組んでいきます。また、協定により市町村との連携を明確にしつつ、設置主体にインセンティブが働く運営形態である公私連携型保育所も民営化の手法の一つとしていきます。

なお、民営化では既存園からの在園児の移行の際、民間の持つノウハウや専門性を活か しながら、引継保育を行うことを原則とします。

< 民営化によって可能になった保育サービス>

たきやま保育園	20 時までの延長保育(たきやま保育園は 18 時半まで)
ひばり保育園	0 歳児の産休明け保育
上の原さくら保育園	一時保育(たきやま保育園除く)
わらべみなみ保育園	年末保育(ひばり保育園)
東久留米おひさま保育園	子育て支援(育児相談、講座など)

(2) 民営化計画

公設公営保育園への民間活力の導入については、これまで民間活力導入の考え方に沿って検討を進めてきました。今回その対象園として、「東久留米市公設公営保育園施設状況調査」における施設の老朽化の程度を踏まえ、ちゅうおう保育園を選定します。

また、子ども・子育て支援事業計画における各年齢区分の保育の提供体制が、保育ニーズの見込みを上回る状況となっているなか、保育ニーズと提供体制の均衡を図れるよう、 民設民営化により民間活力を導入することとします。

なお、ちゅうおう保育園の近隣には活用できる公有地がないことから、ちゅうおう保育園の土地、建物を無償で貸付・譲渡することにより、設置主体にインセンティブが働き、協定により市町村との連携が明確となる運営形態である公私連携型保育所とします。公私連携型保育所に移行することにより、協定による多様なニーズに応える保育サービス、病後児保育、その他インセンティブに見合う事業者からの提案による事業の実施や事業者による施設の老朽化への対応が図られます。

公私連携型保育所への移行は、事業者の選定や引継ぎ保育の実施期間を踏まえ、保育士等の退職者数を勘案し、令和11年4月とします。なお、当該保育園の在園児の保護者が他の保育園へ転園を希望する際は、他の保護者との公平性を損なわない範囲で配慮します。

• 事業者選定方法

事業者の選定にあたっては、実績・専門性・技術力・創造性等価格以外の要素も含めて総合的に判断でき、かつ、公平性・透明性及び競争性を確保できる選定方法である、公募型プロポーザル方式にて事業者を選定します。

また、プロポーザルでは、保育業務に関わる理念、基本方針等、保育に対する考え方とともに、子どもの発達に応じた質の高い保育や保護者の多様なニーズに応じた事業展開、安定した保育園運営、インセンティブに見合う事業者からの提案などを総合的に勘案して判断します。

公私連携型保育所の運営法人については、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NP O法人といった多様な法人から選定が可能とされており、豊富な保育業務経験を有し、既存の保育サービスはもとより、新たなサービスを迅速かつ柔軟に提供できる事業者を選定するため、幅広く事業者を公募します。

・公私連携型保育所における協定

公私連携型保育所に移行するにあたり、市と事業者間で公私連携型保育所の運営等に係る協定を締結します。協定により、ちゅうおう保育園の土地を無償貸与、建物を無償譲渡することで、これまでの民営化によって可能となった20時までの延長保育、0歳児の産休明け保育、一時保育等保育サービスや、病後児保育、その他インセンティブに見合う事業者からの提案による事業の実施が可能となります。

また、協定により国や東京都の補助金などを活用して事業者が建て替えを行うことにより、施設の老朽化への対応といった課題の解決が図れます。公私連携型保育所へ移行後は、事業者が定期的に第3者評価を受審することにより、保育の質の向上を図ります。

・スケジュール

令和5年度	ちゅうおう保育園の保護者への周知
令和8年度	公募型プロポーザル方式による事業者選定・決定
令和10年度	引継保育
令和11年度	公私連携型保育所へ移行

※建て替えは原則として令和14年度に工事着手

• 移行後の市の対応

公私連携型保育所に移行後も事業者に対し定期的な報告を求め、運営状況を把握します。また、移行後、一定の期間、保護者、市、事業者の3者による意見交換の場を設け、課題が生じた際には解決に向け調整します。

(3) 公設公営保育園の民間化

本計画では、民間から供給される保育サービスを積極的に活用することで、多様な保育サービスの提供による保護者の選択肢の拡大や保育園の運営にかかる経費の縮減が図れるとともに、費用を発生させずに公設公営保育園の老朽化への対応といった課題が解決できる効果があることを勘案し、施設の老朽化の程度等を踏まえ、公設公営保育園を閉園し、民間サービスへの転換を図ることを公設公営保育園の民間化と定義しています。民間化する公設公営保育園は低年齢児から段階的に募集を停止しますが、在園児は当該園での卒園を保障します。また、民間化では引継園を整備する必要性が生じないため、引継保育は行いません。

市ではこれまで、民間の認可保育所等を整備するとともに、公設公営保育園の1園について民間化を実施しました。

(4) その他の保育園について

その他の公設公営保育園への民間活力導入については、引き続き検討を進めていきます。また、民間活力が導入されるまでの間は、認可保育所として適切に管理運営していきます。

3 公設公営保育園の給食調理業務委託

公設公営保育園では、「食事を通して自分の健康を守り、食事を楽しく食べられる子に育てる」ことを目標に、栄養士、調理員、保育士等の連携と工夫により、安全で質の高い給食を提供してきました。また、「保育所等は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担っており、保育所等の関係者にはあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努める」必要性があることから、東久留米市立保育園の食育計画を策定し、食育の推進に努めているところです。

一方、公設公営保育園の給食調理を取り巻く状況としては、年々、増加・複雑化する食物 アレルギーのある園児への対応や、腸管出血性大腸菌感染症(O157等)などへの新たな 対策の必要性、また、市の行財政改革に向けた取り組みによる退職者不補充の運用で正規職 員の調理員配置が困難になっていることなど、「はちまん保育園」他1園で給食調理業務委 託を開始した平成17年度当時に想定できなかった新たな課題が発生しています。

このため、市では、民間活力の導入による行政サービスの維持、向上に努めるとともに、 今後も安全で質の高い給食を提供できるよう、平成28年10月から「まえさわ保育園」で 給食調理業務を民間委託しました。この取り組みにより、当面の間の調理員の配置やアレル ギーのある園児への対応など、保育園の給食調理業務における課題について、一定の整理が されたため、公設公営保育園の給食調理業務委託については、公設公営保育園への民間活力 の導入の進捗状況を踏まえ検討していきます。

第5章 計画の推進に向けて

1 幼児期の教育・保育提供体制の確保

本計画における「第3章 保育サービスの施設整備」及び「第4章 公設公営保育園への 民間活力の導入」を踏まえ、児童を取り巻く状況等を注視し、保育ニーズと提供体制の均衡 を図りながら本計画を推進し、第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼 児期の教育・保育提供体制の確保」をめざしていきます。

<幼児期の教育・保育提供体制の確保予定数>

単位:人

			2	号	3 号		
			3~	5歳			
	令和7年度	3~5歳	幼児期の教育		0歳	1歳	2歳
		J - J // // // // // // // // // // // // /	の利用希望が	左記以外	0 成	1 府义	∠ 颀
			強い				
①量	の見込み	1,050	169	1,229	236	462	522
2	特定教育·保育施設 (※1)			1,263	196	346	410
確	従来制度幼稚園 ^(※2)						
保	特定地域型保育事業 (※3)				26	80	86
方	認可外保育所 (※4)			30	15	37	30
策	NO CIVENT FINI			30	13	31	30
2-	1			64	1	1	4

単位:人

		1号	2	号		3号	
			3~	5歳			
	令和8年度	3~5歳	幼児期の教育		0歳	1歳	2歳
		3、3万成	の利用希望が	左記以外	0 成	1 所义	2
			強い				
①量	の見込み	1,045	169	1,229	236	462	523
2	特定教育·保育施設 (※1)			1, 263	196	346	410
確	従来制度幼稚園 ^(※2)						
保	特定地域型保育事業 (※3)				26	80	86
方	認可外保育所 (※4)			30	15	37	30
策	NO CIVENT FINI			30	13	31	30
2-	①			64	1	1	3

単位:人

							-112 . / \
		1号 2号		号	3 号		
		3~	5歳				
	令和9年度	3~5歳	幼児期の教育		0歳	1歳	2歳
		3~3成	の利用希望が	左記以外	U 成	1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	乙成
			強い				
①量	の見込み	1,036	166	1, 212	236	462	523
2	特定教育·保育施設 (※1)			1, 263	196	346	410
確	従来制度幼稚園 (※2)						
保	特定地域型保育事業 (※3)				26	80	86
方	認可外保育所 ^(※4)			30	15	37	30
策	PD 門/下下月/川			30	13	31	30
2-	①			81	1	1	3

単位:人

		1号		号	3号			
			3~	3~5歳				
	令和10年度	3~5歳	幼児期の教育		0歳	1歳	0 #	
			の利用希望が	左記以外	0 成	1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	2歳	
			強い					
①量	の見込み	1,033	166	1,209	236	463	523	
2	特定教育·保育施設 (**1)			1, 263	196	346	410	
確	従来制度幼稚園 ^(※2)							
保	特定地域型保育事業 (※3)				26	80	86	
方	認可外保育所 (※4)			30	15	37	30	
策	più 『Jノド/木 月 J J			30	13	31	30	
2-	2-1			84	1	0	3	

単位:人

		1号 2		号	3号			
			3~	3~5歳				
	令和11年度	3~5歳	幼児期の教育		0歳	1歳	2歳	
		3~3 麻	の利用希望が	左記以外	0 成	1 府及	乙 尿	
			強い					
①量	①量の見込み		165	1,202	237	463	525	
2	特定教育·保育施設 (*1)			1,263	196	346	410	
確	従来制度幼稚園 ^(※2)							
保	特定地域型保育事業 (※3)				26	80	86	
方	認可外保育所 (※4)			30	15	37	30	
策				30	13	31	30	
2-	2-1			91	0	0	1	

- ※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所
- ※2 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けていない幼稚園
- ※3 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
- ※4 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等(認証保育所)及び企業主導型保育所の地域枠 ※確保方策について、各施設における事業計画の見直し等によっては、定員変更の可能性があります

2 保育サービスの質の向上に向けた取り組み

本計画を推進するにあたり、市は保育サービスの質の向上に向けて、次の役割を担っていきます。

(1) 各種園長会・連絡会の開催

施設種別ごとの園長会・連絡会を開催し、意見交換や情報提供を行い、市全体の保育サービスの質の向上に努めます。

- ア 私立保育園長会
- イ 幼稚園・認定こども園連絡会
- ウ 家庭的保育事業者連絡会議
- 工 小規模保育事業者連絡会議
- オ 認証保育所連絡会の開催

(2) 障害児・特別の支援を要する子どもの保育の充実

公設公営、公設民営の認可保育所だけでなく、市内の認可保育所に入園、在園する障害児や特別の支援を要する子どもの処遇を検討する体制づくりとともに、現行の障害児・特別の支援を要する子どもの保育の充実に取り組み、市全体の保育サービスの質の向上に努めます。また、「東久留米市医療的ケア児受入方針」に沿って、医療的ケア児の受け入れ調整を行っていきます。

- ア 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所を対象とした 要支援児保育審査会の実施
- イ 障害児・特別の支援を要する子どもの保育の充実
- ウ 東久留米市医療的ケア児(保育)受入調整会議の実施

(3) 合同研修会の開催

市内の保育サービス事業所の保育士等が参加できる研修会を企画、開催し、市全体の保育サービスの質の向上に努めます。

ア
市内の保育サービス事業所の保育士等に向けた合同研修会の開催

(4)子ども・子育て支援新制度の対象となる施設(施設型給付・地域型保育給付の対象施設)への移行支援

現行の認証保育所や私学助成を受けて経営している幼稚園が、子ども・子育て支援新制度の対象となる施設へ移行することを支援します。

- ア 認証保育所から小規模保育施設への移行支援
- イ 私学助成を受けて経営する幼稚園から認定こども園や施設型給付の対象となる幼稚園への移行支援
- (5) 家庭的保育事業者等の連携施設確保へ向けた支援

家庭的保育事業所や小規模保育事業所が、連携協力を行う認可保育所や幼稚園等といった連携施設を確保することについて、必要に応じ、調整役を担うとともに支援します。

- ア 国や東京都、他自治体における連携施設の設定に係る情報提供
- イ 各種園長会・連絡会等を通じた各施設のニーズ把握及び調整
- ウ 連携施設確保へ向けた補助制度などの検討

東久留米市公設公営保育園施設状況調査

(R5年度)

令和6年3月 子ども家庭部子育て支援課

東久留米市公設公営保育園施設状況一覧

保育所名	住 所	開設年月日	敷地面積(mi)	床面積(㎡)	老朽化の程度 ※詳細は別紙を参照	サービスの拡充 待機児数 (令和5年4月1日 現在)※新定義	2π (Ε
はくさん保育園	下里3-2-23	昭和47年5月15日	1,613.34	558,52	46 (46)	0人	0
しんかわ保育園	新川町1-1-12	昭和50年4月1日	1,561.09	709.09	55 (55)	OΛ	0
はちまん保育園	八幡町2-14-22	昭和53年4月1日	2,095,25	649.97	42 (43)	0人	×
まえさわ保育園	前沢1-5-30	昭和53年4月1日	1,949.62	698,60	46 (46)	OΑ	×
ちゅうおう保育園	中央町1-2-4	昭和56年4月1日	2,099,88	787.67	50 (50)	0人	0

[※] 老朽化の程度について

次頁以降の基準に従い、点数化を行い、<u>最も点数の高い保育園が最も老朽化の程度の高い保育園</u>となる。

⁽⁾ 内の数値は令和5年3月の算定値。

1. 老朽化の程度の基準

各施設の状況を確認し、以下の基準に従い数値化することで判定を行った。 なお、令和6年3月1日現在で調査を行った結果による。

緊急性 高い



緊急性

 数値
 老朽化の程度

 5
 早急に改修等の対応が必要である。

 4
 できるだけ早急に改修等の対応が望ましい。

 3
 今後改修等を実施していくことが望ましい。

 2
 現時点では改修の必要はないが、今後状況に応じて対応の要否を判断していく。

 1
 現時点で対応の必要はない。

低い

2. 老朽化判定の対象

老朽化の判定対象は以下の通りとし、1の老朽化の程度の基準による数値を適用し各対象を積み上げていくことで最も数値の高い施設を老朽化の程度の最も高い施設とする。

1. 外部関係

- (1) 屋根上防水
- (2) 外壁
- (3) 外部、アルミサッシ、扉
- (4) 通用門及び扉
- (5) 外部のフェンス外柵
- (6) プール
- (7) テラス滑り防止及びテラス屋根
- (8) 園庭の遊具点検

2. 内部関係

- (1) 内部床
- (2) 内壁、天井、ロッカー等
- (3) 内部木製建具
- (4) 給食室
- (5) 水道の赤水対策
- (6) 空調・電気冷暖房
- (7) 空調・ガスヒートポンプ
- (8) ファンヒーター
- (9) 床暖房

3. その他

- (1) 耐震診断
- (2) 駐車場
- (3) 2,000 m以上の公有地の有無(近隣500 m以内)
- (4) 都市計画の制限

これらについては、次頁以降で詳細を示しているが、表の見方は次のとおり。

	判定対象の項目
保育所名	特筆事項
	老朽化の程度の基準数値

3-1. 施設状況の詳細(外部関係)

保育所名	屋根上防水	外壁	外部、 アルミサッシ、 扉	園庭、 水飲み、 足洗い場	通用門 及び扉	外部の フェンス 外柵	プール	テラス滑り 防止及び テラス屋根	園庭の 遊具点検	外部関係合計
はくさん保育園									ジャングルジ ム塗装修繕 (R4)	
5年度	3	2	3	4	2	2	1	3	2	22
4年度	3	2	3	4	2	2	1	3	2	22
しんかわ保育園	1階ホール屋 上及び外壁防 水修繕(R4)						ブール側面剥が れ修繕(R4)			
5年度	3	4	4	4	2	2	2	3	2	26
4年度	3	4	4	4	2	2	2	3	2	26
はちまん保育園			1、2歳児室ガラス割れ修繕 (R5) O歳児室テラス側ガラス割れ改 修工事(R4)	園庭テラス東側 の水飲み場設置 (R5) 園庭テラス東側 水飲足洗い場ほ か修繕(R4)					登り棒他塗装 修繕(RS)	
5年度	-	1	4	4	2	1	3	3	2	19
4年度	_	_	4	4	2	1	3	3	2	19
	屋上防水修繕 (R5) 屋上シート防 水修繕(R4)	外壁膨れ箇所ほ か修繕(R4)	バルコニー側 サッシ戸車取替 え修繕(R4) アルミサッシ掃 き出し窓の建具 調整はその都度 必要		外通路両開き門扉設置工事(R5) 自転車置き場通路平板敷設修繕(R4)		ブール鉄柵フェ ンス塗替え修繕 (R4) プールのシャ ワー水栓取替え 修繕(R4)		遊具補修塗装 修繕(R5) ジャングルジ ム塗装修繕 (R4)	
5年度	3	2	4	1	2	3	1	2	2	20
4年度	3	2	4	1	2	3	1	2	2	20
	2階雨漏り修 繕(R5) 4歳児室天井 コーナじ 雨漏り修繕 (R4) 屋上シート防 水修繕(R4)		遊戯室テラス側 等ガラス割れ改 修工事(R4) 建具調整はその 都度必要	園庭雨水桝新設等改修工事(R5)園庭給水管改修工事(R5)園庭給水管改修工事(R5)園庭西側雨水桝改修工事(R4)他		ンスは塗替え が必要	ブール散水栓20 ミリ改修工事 (R4)			
5年度	4	3	3	4	2	3	2	2	2	25
4年度	4	3	3	4	2	3	2	2	2	25

3-2. 施設状況の詳細(内部関係)

保育所名	内部床	内壁、 天井、 ロッカー等	内部 木製建具	給食室	水道の 赤水対策	空調・電気 冷暖房	空調・ ガスヒート ポンプ	ファン ヒーター	床暖房	内部 関係合計
はくさん保育園	1歳児室床、 4歳児室床、フローリング改修工事(R5) 乳児教室を中心に床の改修 が必要	1歳児室のLED 照明器具更新工 事(R4) 1歳児トイレ給 湯器取替え修繕 (R4)	扉等、建付け が悪い。	給食用回転釜改修工事(R5) 給水・ガス管ウレタン樹脂塗装 ほか修繕(R4) 給食室外部給水 管漏水修繕(R4)	H15実施済み	1.2歳児室のパッケージェアコン更新工事(R5) ○歳児室EHP 冷暖房機等更新 工事(R4)		1歳児室石油 温風ヒータ 温風と一タ (R5) 4歳児室下 石油温部品 ター・ を を は (R5) 4歳児の と の り の り の り の り の り の り の り の り の り		
5年度	4	3	3	3	1	2	1	3	1	21
4年度	4	3	3	3	1	2	1	3	1	21
しんかわ保育園			扉等、建付け が悪い。		H17実施済み	ホールの天井扇 取替え修繕(R4)				
5年度	4	3	3	2	4	3	4	1	1	25
4年度	4	3	3	2	4	3	4	1	1	25
はちまん保育園		給食室等LED照明器具更新工事(R4)	建具修繕 (R5) 扉等、建付け が悪い。	包丁まな板殺菌 庫修理(R5) 換気扇取替及び 回転釜排水口修 繕(R5) シンクの給湯栓 取替え費修繕 (R4)他		〇歳児室の空調機天井カセット 形更新工事(R5) 4歳児室冷暖房 エアコン修繕 (R5) 4歳児室天井扇 の更新工事(R4)				
5年度	2	2	3	3	3	3	3	1	1	21
4年度	2	2	4	3	3	3	3	1	1	22
まえさわ保育園	〇歳児室用具 入れ前の床陥 没箇所改修工 事(R4) 幼児教室を中 心に床の改修 が必要	〇歳児室梁壁塗 装修(R5) 2階引き戸設置 工事(R5) 2階幼児トイレ間仕切等設置工事(R5)	原等、建付け が悪い。	牛乳保管庫、業務用冷蔵庫修理 (R5)	-	3歳児・4歳 児・5歳児室 ルームエアコン 整備工事(R4) ホール天井扇風 機の取替え修繕 (R4)	-		・ 床暖房ボイ ラー減圧弁取 替え修繕 (R4)	
5年度	4	2	3	2	3	1	3	1	3	22
4年度	4	2	3	2	3	1	3	1	3	22
ちゅう	1 歳児室梁下浮	廊下壁等改修工事 (尺5) 遊戯室舞台天井 LED照明器具及び 2階廊下LED非常 照明器具の更新工事	扉等、建付け が悪い。	保育室・調乳室 ガス給湯器取替 え修繕(R5)		2歳児室のパッケー ジェアコン更新工事 (R5) 1・2歳児室の パッケージェアコン更新 工事(R4)			床暖房ボイラー 電磁ボンブ取替 え修繕(R4)	
おう保育園	き固定等工事 (R4)	(R5) 遊戯室埋込型LED 照明器具取替ほか工事(R4)				2階廊下壁付 ルームエアコン 新設工事(R4)				
お う 保 育		(R5) 遊戯室埋込型LED 照明器具取替ほか工	3 3	2	3 3	ルームエアコン	4	1	3	21

3-3. 施設状況の詳細(その他)

保育所名	耐震診断	駐車場	近隣の公有地の有無 (2,000㎡前後) ※カッコ内は所有者	都市計画の制限	その 他 合計
はくさん保育園	H23~24実施 IS値=0.62	園隣に民間の有料駐車場あり。			
5年度	2	1	_	_	3
4年度	2	1	_	_	3
しんかわ保育園	H2O実施済 IS値=0.61	車で送迎している保護者で会を作り 民間駐車場を借りている。そのほか 園内にも1台駐車スペースあり。			
5年度	3	1	_	_	4
4年度	3	1	_	_	4
はちまん保育園	H9実施済(東京都) IS値=0.76	都営住宅の敷地内に2台程度一時的に駐車。			
5年度	1	1	_	_	2
4年度	1	1	_	_	2
まえさわ保育園	H2O実施済 IS値=0.63	・緊急時、障害児用駐車場あり			
5年度	3	1	_	_	4
4年度	3	1	_	_	4
ちゅうおう保育園	H21実施済 IS値=1.10	・園横に一時的に駐車。 ・園舎の裏側にコインバーキングあり			
5年度	3	1	=	=	4
4年度	3	1	_	_	4

東久留米市保育サービスの施設整備・ 運営及び提供体制に関する実施計画 平成28年3月 令和 7年2月(改訂)

(問い合わせ先) 発行 東久留米市 編集 東久留米市子ども家庭部子育て支援課 〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号 電話 042-470-7745 E-Mail kosodateshien@city.higashikurume.lg.jp